

令和元年度 熊本県立済々黌高等学校 文化部活動に係る活動方針

1 本黌の文化部及び文化同好会

文化部	演劇 写真 合唱 吹奏楽 弦楽 箏曲 書道 美術 華道 茶道 放送
	化学 生物 地学 文芸 英語研究 歴史研究 JRC
同好会	物理 囲碁・将棋 漫画研究 軽音楽

2 目標

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的な取組になるように努め、生徒の自主性・自発性を涵養を図る。

3 活動日、活動時間

(1) 活動日

- 1週間の活動日は5日以内とする。このうち毎週火曜日または金曜日を完全休養日とし、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週または次週に振替休養日を設けることとする。
- 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動が行うことができるよう、長期休業中等にある程度の休養期間（オフシーズン）を設けることとする。
- 夏季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。

(2) 活動時間

- 平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 活動時間とは、活動開始から終了までの時間とし、移動、準備、後片付け等の時間は含まない。
- 休業日の活動や合宿、大会やコンクール等への参加について、時間超過が常態化することがないように留意する。
- 完全下校時刻を厳守する。

(3) 完全下校時刻は、年間を通じて午後7時とする。

※15分前には活動をやめて下校の準備をし、午後7時までには正門を出ること。

(4) 共通の休養日

- 毎週火曜日または金曜日
- 定期考査の1週間前から考査期間中（ただし最終日を除く）は活動を中止とする。
※ただし、高文連主催等の大会3週間前の場合は、1時間程度の活動を行うことができる。
その場合は、「特別練習許可願」を提出し、黌長の許可を得る。

ウ その他 夏季休業中の学校閉庁日

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた活動日・活動時間

ア 休養日

活動場所・時間の確保、事故防止の観点から、次の文化部・同好会については、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

吹奏楽部、弦楽部、放送部、合唱部

イ 活動時間

活動場所・時間の確保、事故防止の観点から、次の文化部・同好会については、休業日は4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とする。

吹奏楽部、弦楽部、放送部、合唱部

4 校外活動、合宿等

(1) 校外活動、合宿等の実施にあたっては、経費、宿泊場所、生徒の健康管理、交通、生活面等を考慮し、計画書を添えて1週間前までに「稟議書」を提出し、覚長の許可を得る。

(2) 合宿は同一年度内において2回までとし、2回の期間の合計が8泊10日以内とする。

5 各種大会・展覧会・コンクールへの参加

(1) 各種大会・展覧会・コンクールへの参加は、高文連の主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会・展覧会・コンクールへの参加については、事前に覚長の承認を得ることとする。なお、いずれの場合も1週間前までに大会名等、主催者、大会期日、会場、引率者等を明記した「稟議書」を覚長に提出し承認を得る。

(2) 県外の大会・展覧会・コンクールに参加する場合は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率者等を明記した「稟議書」を覚長に提出し承認を得る。

6 指導上の留意点

(1) 顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、日々の活動状況等を把握するとともに覚長に提出する。覚長は、活動計画及び活動実績等を学校のホームページへの掲載により公表する。

(2) 顧問は、部活動の指導にあたり、技術的な指導に係る内容はもちろん、生徒の心と体の健康面や望ましい集団づくり、マネジメント等、様々な面において留意する。

(3) 体罰は、学校教育法でも禁じられており、いかなる場合においても絶対に許されない行為である。また、指導に当たっては、体罰のみならず、生徒の人間性や人格を否定するような発言や行為は許されないものであり、すべての部活動において体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(4) 部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や学校行事等と同様に生徒の安全に配慮し、万一の事故発生時には、本費で作成した学校管理下における「学校危機管理マニュアル」を参照し、適切に対応する。

5 その他

(1) 顧問会議の実施

定期的に顧問会議を実施し、部活動を適正に推進するために情報共有を図る。

(2) 部活動委員会の設置

教職員、同心会等で構成した部活動委員会を設置し、部活動を適正に推進するために共通理解を図る。

(3) 部費の徴収と取扱いについて

ア 部費等の取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 会計担当は（原則として）保護者代表とし、顧問は部費の管理や運用を行わない。

ウ 目的や使途について、保護者への十分な周知、説明及び決算について報告を行う。

エ 原則として、口座振替で徴収する。

令和元年12月2日